

新かがわ中小企業応援ファンド等事業



令和8年度 後期募集のご案内

募集
期間

令和8年

6月18日(木) ~ 8月20日(木) 17時必着

助成対象者

県内に主たる事務所・事業所を有する中小企業者

研究開発を目的とする助成事業

新分野等チャレンジ支援事業

事業の目的

県内の中小企業者が取り組む新分野進出のための商品・研究開発や、市場性を見極めるための試作品作成、付加価値の高い新製品開発のための実証試験などを支援することにより、新分野等へのチャレンジを後押しします。

助成対象事業

次のいずれかに該当する事業

- 新分野進出のための商品・技術の開発
- 市場性を見極めるための試作品作成
- 付加価値の高い新製品開発のための実証試験
- 新事業の可能性評価
- 技術課題の解決

助成対象経費※

研究開発費、販路開拓費

助成率

2/3以内

助成上限額

200万円

助成期間

交付決定日から1年以内
(令和9年9月30日まで)

採択予定件数

5件程度

審査基準

新規性、市場性、妥当性、
実現可能性(技術面)、
地域活性化への波及効果

※令和8年度 新分野等チャレンジ支援事業(前期募集)の採択を受けている場合、その助成期間と本メニューの助成期間が重複するときは申請できません。

販路開拓を目的とする助成事業

海外見本市出展支援事業

事業の目的

県内中小企業者の海外市場での販路開拓を支援します。

助成対象事業

海外見本市等への出展事業

助成対象経費※

販路開拓費

助成率

10/10以内



助成上限額

80万円

助成期間

交付決定日から1年以内
(令和9年9月30日まで)

採択予定件数

3件程度

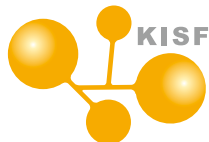
審査基準

海外展開の目的、新規性、
市場性・地域性、実現可能性、
地域活性化への波及効果

※令和8年度 海外見本市出展支援事業(前期募集)の採択を受けている場合、本メニューに申請できません。

※各助成対象経費の詳細な要件は、「新かがわ中小企業応援ファンド等事業 令和8年度後期助成事業 公募要領」(以下「公募要領」という。)をご確認ください。

■お申込先



公益財団法人
かがわ産業支援財団
KAGAWA INDUSTRY SUPPORT FOUNDATION

<https://www.kagawa-isf.jp/support/fund/newfund/>

新分野等
チャレンジ支援事業

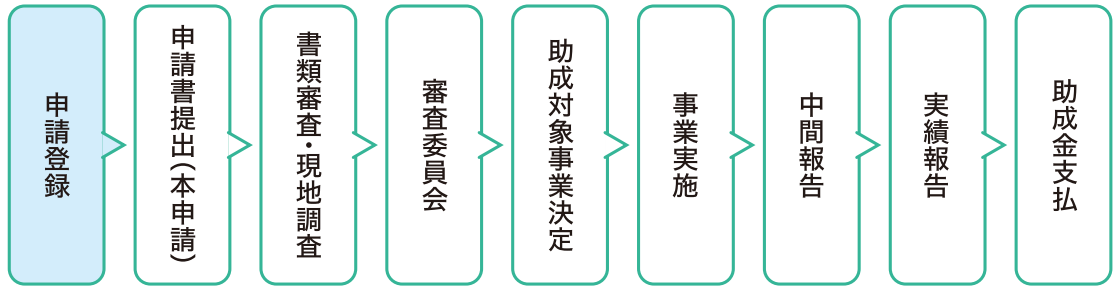
技術振興部 研究開発支援課
TEL:087-840-0338

海外見本市
出展支援事業

企業振興部 取引支援課・海外展開支援室
TEL:087-868-9904

応募方法

申請からの流れ



申請方法

令和8年6月18日(木)～8月20日(木) 17時必着

① 申請される場合は、(公財)かがわ産業支援財団(以下「財団」という。)ホームページ(<https://www.kagawa-isf.jp/support/fund/newfund/>)又は2次元コードから申請登録を行ってください。(インターネット環境が整わない等で申請登録ができない場合は、電話(087-868-9903)にてお問い合わせください。)



② 申請登録後に、所定の申請書と添付書類(下記参照)を、財団が個別にお知らせするURLから募集期間内に提出してください(本申請)。申請書の様式及び公募要領は、上記財団ホームページからダウンロードできます。なお、提出された申請書等は返却できませんので、あらかじめご了承ください。

※申請にあたっては、公募要領を熟読いただき、注意事項等をご確認、ご承諾の上で申請をお願いします。

※締切直前は、応募が集中することが予想されますので、早めの申請をお願いします。

※書類の不備又は補正すべき内容があった場合、財団理事長が期日を定めて、追加・再提出や補正を求める場合があります。この求めに応じていただけない場合は、審査対象となりませんのでご注意ください。

添付資料

法人の場合

- ・事業実施計画書(別表「事業予算明細書」を含む)
- ・積算の根拠となる見積書等の写し
- ・直近の納税証明書(県税、消費税及び地方消費税)
- ・登記事項証明書(申請日から3か月以内に発行されたもの)
- ・直近3か年の財務諸表
- ・申請内容について経営革新計画の承認を受けている場合は、承認申請書一式及び香川県からの承認通知書の写し(任意)
- ・誓約書
- ・チェックリスト

個人事業主の場合

- ・事業実施計画書(別表「事業予算明細書」を含む)
- ・積算の根拠となる見積書等の写し
- ・直近の納税証明書(県税、消費税及び地方消費税)
- ・住民票(申請日から3か月以内に発行されたもの)、開業届出書の写し
- ・直近3か年の確定申告書の写し
- ・申請内容について経営革新計画の承認を受けている場合は、承認申請書一式及び香川県からの承認通知書の写し(任意)
- ・誓約書
- ・チェックリスト

助成の対象となる事業の決定

- ・助成の対象となる事業(以下「助成事業」という。)は、書類審査及び現地調査等を行ったうえで、専門家等で構成する審査委員会の審査を経て決定します。
- ・新分野等チャレンジ支援事業については、審査委員会で事業説明(プレゼンテーション)を行っていただく予定です。プレゼンテーションの実施日時は、財団からご連絡します。



留意事項

- ・国、県等の公的団体から助成等を受けて行う同一内容の事業は助成事業の対象外とします。
- ・採択された事業は、原則として、事業者名、事業名及び交付決定額を公表します。
- ・助成金は、原則として、事業終了後に精算払でお支払いします。助成対象となる経費は、交付決定日以降に着手したもので、助成事業に直接要した経費(汎用性のあるものは除く。)に限定され、証拠書類等によって支払金額が確認できる経費です。
- ・助成事業の成果を検証するために、助成期間終了後も、必要に応じてヒアリングや現地調査等を実施します。また、新分野等チャレンジ支援事業については、助成事業が完了した会計年度の翌年度から5年間、当該助成事業の各年における事業化状況を財団に報告していただきます。